

## 公益財団法人 武生郷友会 学舎規則

公益財団法人武生郷友会（以下「本会」という。）定款第4条第1号に規定する寄宿舍（以下「本学舎」という。）の運営に関して、次のとおり定める。

### （学舎運営委員会）

第1条 理事長は本学舎の日常の管理及び運営に関する次の事項を諮問し、審議およびこれを執行するために学舎運営委員会（以下「学舎委員会」という）を置く。

- (1) 入舎者の補導に関すること
  - (2) 運営に関する予算および決算に関すること
  - (3) 本規定に基づく、本学舎運営に関する規則制定および改廃に関すること
  - (4) その他本学舎の管理および運営に関すること
2. 学舎委員会の委員は本会役員および学識経験者より理事長が委嘱する。委員の互選により委員長を選任する。
3. 学舎委員会の推薦に基づき、理事会において舎監および管理人を選任しその事務を委嘱する。
4. 委任の任期は2年とし、重任を妨げない。
5. 学舎委員会は、その会議に入舎者、舎監および管理人の出席を求め、意見を聞くことができる。
6. 前各号に定めるものの外、学舎委員会の運営その他の必要な事項はその会議において定める。

### （入舎者の資格および在舎期間）

第2条 本学舎に入舎できる者は、当会定款第3条に掲げる本会の目的に合致し、原則として次の各号に該当するものとする。

- (1) 学校教育法に定める4年制大学に在籍する男子。ただし、本学舎の収容定員に余裕がある場合には、大学入学予定者およびその他の学校在籍者に、期限を定め入舎を許可することができる。
- (2) 在舎期間は4年間を限度とする。ただし、大学院進学等の事情のある場合には、在舎期間を延長することができる。
- (3) 別に定める舎費、共益費、食費を支払う能力のある保護者と、確実な保証人がある者。
- (4) 健康にして、文化的な共同生活を営むことの出来る者であること。

### （入舎者の義務）

第3条 入舎者は、本会の事業目的を十分に理解し、諸規則を遵守すると共に、退舎後は当会の事業発展に資するものとする。

### （募集）

第4条 入舎希望者の募集は毎年10月より行う。ただし、収容定員に余裕を生じた時は臨時募集をする。募集方法については、別途定める。

### （入舎選考委員会）

第5条 1.入舎者を選考するため、入舎者選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。

2. 選考委員会の委員は、次に掲げる者のうちから理事長が選任し委嘱する。
- (1) 学舎委員
  - (2) 本会役員
  - (3) 福井県教育委員会委員
  - (4) 福井県下高等学校長
  - (5) 福井県下市町村教育委員長
  - (6) 本学舎学生委員長
3. 委員の任期は1年とする。ただし、重任を妨げない。
4. 選考委員会の運営及びその他必要な事項（選考時期をも含む。）は学舎委員会において定める。

### （入舎者の決定）

第6条 1.入舎者の許否は、前条の選考委員会の選考を経て、理事長がこれを行う。

2. 入舎の許否が決定した時は、理事長から直ちに本人に通知する。

(入舎者の手続き)

第7条 1.入舎許可を得た者は、通知を受けた日から10日以内に学校入学または在学を証する書類、住民票謄本および誓約書(第2号様式)を理事長に提出するものとする。なお、入舎日が確定した時は、必ず管理人に連絡を入れなければならない。

2. 前項の誓約書には、共に独立の生計を営みかつ保証能力がある身元保証人2名の連署を必要とし、うち1名は本人の保護者とする。

3. 身元保証人の一身上に関し変更がある時は、入舎者は直ちに、その旨を理事長に届け出なければならない。

(入舎時寄付金等)

第8条 1.入舎許可を得た者は、前条の手続き時に次に定める寄付金を納付しなければならない。

(1) 入舎金 50,000円

(2) 施設費 50,000円

2. 前項の額を納付後に入舎を辞退した場合には、その全額を返還する。

(舎費、共益費および食費)

第9条、 1.舎費、共益費および食費は月額次のとおりとする。

(1) 舎費 19,000円

(2) 共益費および食費 47,000円

2. 前項の舎費及び共益費は毎月末日迄に翌月分を当会の指定する銀行口座に振込むことにより納付するものとする。銀行振込の手数料は本人の負担とする。

3. 月の中途において退舎した者は既納の舎費、共益費については、原則としてこれを還付しない。

4. 第1項第2号に定める額のうち食費相当額については、前項にかかわらず、学舎委員会が定める細則により、喫食数に応じて還付することがある。

5 第1項に定める舎費、共益費および食費は、公租公課、経済情勢の変動により変更することがある。

(退舎手続)

第10条 1.在舎生が自己の都合により退舎を申し出た時は、10日前までに父兄又は保証人の承諾書を添えて理事長に届けなければならない。

2. 理事長は次の各号の1つに該当する者がある時は、退舎を命じまたは入舎を取り消すことが出来る。

(1) 第2条の資格を失った時

(2) 指定の期日に入舎しない時

(3) 正当な理由なく、舎費及びその他の費用を2ヶ月滞納している者

(4) 在舎生がこの規則に故意もしくは重大な過失により違反したと認められる時

(5) 学舎内の秩序を著しく乱し、又は保険衛生上(病気等)その他の事由により、在舎を不適当と認められた者

(6) 前各号に順ずる場合および本会賛助会からその旨の勧告があった者

3. 退舎に際しては次の事を実行する

(1) 居室を原状に復帰し、管理人の立ち会いの下に明け渡しを行う。

(2) 原状復帰に際する費用のうち、経時的な劣化に関わる費用以外は在舎生の負担とする。

(3) 部屋鍵等貸与物の一切を返却しなければならない。なお、紛失・破損等の場合は管理人の指示に従うものとする。

(4) 在舎生本人が負担すべき公共料金等については、本人の責において清算しなければならない。

(施設、設備の保養)

第11条 入舎者は、学舎が公共性を有する育英施設であることを認識し、維持保全については、次に定める事項を守らなければならない。

(1) 施設、設備または付設機器類の使用にあたっては、常に十分な注意を払い、常に正常な状態で、維持管理使用しなければならない。

(2) 施設、設備または付設機器類を滅失もしくは毀損した場合には、これを原状に復しその費用を弁償すること。

(3) 居室は居住目的以外に使用せずまたは他人に使用させないこと。

(4) 学舎の維持保全に必要と判断される物事についての管理人からの指示は、これを在学舎生は誠実に従わなければならない。

(規律及び衛生)

第12条 入舎者は共同生活の秩序を重んじ、公共衛生に留意しなければならない。

(居室への立入検査)

第13条 舎監および管理人は災害予防又は管理上必要があると認められた時は、居住者に告知の上、居室に立ち入ることが出来る。ただし、緊急かつ必要と認められた時は居住者の在、不在に係らず居室に立ち入ることが出来る。

(舎監および管理人)

第14条 1.舎監は本学舎の運営を統括するとともに在舎生の指導に当たり、管理人は舎監の監督、指揮の下に、本学舎の日常の運営、維持および管理の業務に当たる。

2. 管理人の勤務時間は、月曜～土曜日（ただし、祝日および指定された日を除く。）の午前6時～午後11時とする。

3. 管理人は別途定める管理諸報告書を舎監に提出し、舎監は学舎委員長を通して理事長に提出しなければならない。

(学生委員会)

第15条 1.在舎生は親睦を計り、自治の精神をもって心身共に健全なる共同生活を営むために、学生委員会を組織することが出来る。

2. 学生委員会が組織および運営方法その他の事項を決定した時は、直ちに学舎委員会、舎監および管理人に報告し了解を得なければならない。

3. 学生委員会は、本会および地域自治会が主催する行事等には、積極的に参加し、協力しなければならない。

(禁止事項)

第16条 本学舎において次の事項は禁止する。

(1) 賭博行為、商行為、政治・思想・宗教行為、動物飼育、騒音、緊急時以外の非常口の使用、車の駐車、転貸、造作変更、鍵の複製、窓ガラス・壁等へのビラはり、下駄・スパイク等の屋内使用、その他共同生活上の秩序平穩を乱す行為

(3) 事務所および業務用厨房へ無断立入

(4) 引火性物質及びその他危険性のあるもの（石油ストーブ等）の舎内持込

(5) 管理人への私事の依頼

(会計)

第17条 1.管理人は会計帳簿を備え、舎費・共益費・食費およびその他学舎運営管理に関する金銭の出納を明らかにせねばならない。

2. 管理人は年度末毎に、決算書を作成し理事長に報告しなければならない。

(付則)

第18条 1.本規則の施行および改正は、本会理事会において決定する。

2. 本学舎の運営に関して本規則に定めなき事項および運営に関する細則は、学舎委員会において定め本会理事会の承認を得たうえで施行するものとする。

(改定、平成21年4月1日)